



くらしのサポーター向け活動情報のご案内

くらしのサポーターの活動の参考になる情報を毎月お届けします。

1 くらしのサポーター消費者被害対処法

なくならない架空請求～最新情報～

「架空請求」とは、何らかの名簿に基づいて、ハガキや封書、メールなどで、相手かまわず送りつけてきます。文面は未納料金の請求になっていますが、「商品名」「金額」「振込先」等の具体的な記載はありません。

受け取った人に、「恐怖心」や「困惑感」を与える文面で、本人からの連絡を求める内容になっています。

昨年度には、相談件数が減少していた「架空請求」ですが、今年3月頃から再び増加傾向にあり、毎日、消費者情報センターに相談が寄せられています。

下記は、8月16日現在、多く相談が寄せられている封書で届く「架空請求」です。

問合せ番号 平成18年第7期 21-8937	東京管理事務局 〒144-0051 東京都大田区西蒲田 TEL 03-6711-7777
------------------------------	---

特定商取引消費料金訴訟最終通告書

現在、貴殿は 特定商取引料金未納分 について消費契約運営会社から「未だ連絡が無い状態」として、民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡なき場合、指定裁判所から書類送達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給料及び動産物、不動産物の差し押さえを裁判所執行官立会いのもと強制執行手続きを行い「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟民間申し立て等のご相談に関しましては、当局にて受け賜りますが「消費民法特例法」による法務省認可通達書の為「個人情報保護法」上、必ずご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟送達後に、訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。

予めご了承下さい。

配

訴訟番号	〈あ〉 21052
異議申し立て期間	本書到達後 三営業日以内

※ 万が一、身に覚えが無い場合、必ず早急にご連絡下さい。

連絡先
〒144-0051
東京都大田区西蒲田
東京管理事務局
訴訟管理課 03-6711-7777 〈平日9時～17時〉

※近頃、架空請求の新しい手口として簡易訴訟手続き(簡易訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置されますと次席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

封書

「重要書類在中」、「特別送達」などと赤字で印字しているなど、重要書類と思わすように見せかけています。

請求してくる事業者名

「民事訴訟〇〇事務局」「総合消費通達〇〇センター」「〇〇管理事務局」「訴訟管理〇」など、公的機関名であるかのような名称が多い。

■架空請求に関する相談件数が多い業者名リスト(国民生活センター)■

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/kakuseikyu_list.html

コード番号

問合せ番号、訴訟番号、管理番号などコード番号があり、あたかも情報を管理しているようにみせかけている。

表題

「〇〇最終通告書」、「訴状受理通達書」、「出廷通告書」など、緊急性、重要性をうたう文句が多い。

文章内容

「料金未納」という何の請求かわからない請求内容や「差し押さえ」「民事訴訟」「強制執行などの脅し文句を使用。

受取人に「万が一、身に覚えが無い場合、必ず早急に連絡を」と電話連絡を求めてきます。これは、電話をかけさせて次に高額な請求をするためのワナなのです。

もし、連絡をしてしまうと「民事訴訟を起こされているので弁護士を紹介します。」と、いきなり高額な依頼料金を請求されたり、執拗に支払いを求められたり、電話番号や家族の年齢、職業等の個人情報聞き取られ、別の悪質商法の被害のカモにされる可能性もあります。

そのほかの架空請求の手口

★ 最も相談件数が多い「架空請求ハガキ」

上記の封書の内容とは少しずつ文言は違いますが、受け取った人に、「恐怖心」や「困惑感」を与える文面で、本人からの連絡を求める内容は一緒です。

★ 実在しない官公庁「国民健康保険庁」をかたる架空請求ハガキ

実在しない官公庁「国民健康保険庁」をかたり、「国民健康保険の利用停止」と脅し、連絡を求める悪質

なハガキが届いたという相談がありました。

☆「個人情報抹消のお知らせ」というハガキの後届く、
代金引換郵便の架空請求

「個人情報抹消のお知らせ」という表題がついた、はがきが届き、「ある業者との過去の契約関係を起源とした、貴方の個人情報について、抹消手続きを実施しますので事前通知します」と書いてあり、抹消に必要な書類を数日のうちに、代金引換郵便で届けるので、その金額を用意しておけといった内容になっている。どうすればよいかという相談がありました。

この相談者には、「このはがきの内容は、架空請求であるので、無視して、何か届けば受け取り拒否をするように」と助言しました。

3日後、相談者から、「本当に代金引換郵便で、封書が届きました」という連絡を受けました。相談者は、受け取り拒否をしたとのことで、トラブルに遭わずに済みました。

☆他県で発生した架空請求の事例＜国民生活センターより＞

- 1. 預金口座を利用しない送金方法を指定する手口
- 2. 「訴訟の取り下げの相談を受ける」とうたう手口
- 3. 信用情報機関等をかたって請求する手口
- 4. 地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した手口

＜アドバイスのポイント＞

★業者は連絡をさせることが目的なのです。引っかかって連絡してしまわないように。

★「架空請求」は放っておいて心配いりません。

★不安な時は身近な人や消費者情報センターに相談しましょう。

★もし、架空請求による、取り立てが執拗な場合や直接脅された場合はすぐに警察に相談してください。

★もし、業者に連絡をしてしまって、個人情報を伝えてしまっても、あわてず、次に何らかの請求や勧誘が来ても毅然とした態度で、はっきり断るように、家族のみんなで話し合っておいてください。

★高齢者の相談が多くなっています。身近な高齢者に注意を呼びかけてください。

★次々と手口は代わっていますが、惑わされないようにしてください。

★架空請求かどうかまざらわしい場合は、相手へ連絡せずに消費者情報センターへ相談してください。
県消費者情報センター 消費者110番088-623-0110
南部、西部総合県民局県民生活担当（消費者情報センターにつながるテレビ電話があります。）

周りの方に助言したり、消費者情報センターを紹介したときは、活動手帳に記録してください。